

練馬区高齢者保健福祉懇談会の設置について

平成 19 年 10 月 1 日
19 練福高第 1052 号

(設置)

第 1 老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)第 46 条の 18 および老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づき、平成 21 年度から 23 年度までを計画期間とする第 4 期高齢者保健福祉計画の策定にあたり、区民および識者の意見等を計画に反映させるため、練馬区高齢者保健福祉懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(構成)

第 2 懇談会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 学識経験者 2 名程度
- (2) 高齢者の保健福祉関係者 10 名程度
- (3) 公募区民 6 名程度

2 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

4 懇談会には座長が指名する副座長を置く。

5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(運営)

第 3 懇談会は座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に懇談会の出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(所掌事項)

第 4 懇談会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 高齢者の保健福祉施策(原則として介護保険分野を除く)に関する事項
- (2) その他座長が必要と認める事項

(委員の任期)

第 5 懇談会委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

(庶務)

第 6 懇談会の庶務は、福祉部高齢社会対策課で処理する。

(公開)

第 7 懇談会の会議は、公開とする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号)の定めるところにより非公開とすることができる。

(その他)

第 8 上記に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。